

日本におけるCVS認定制度の改定について

1. 新規認定

1) 受験要件

(1) VE学習経歴

現在	変更後
<p>次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 米国VE協会が認定するバリュー・メソドロジー・ファンダメンタルズ（以下「VMF」という）1及び2、又は72時間以上のVEワークショップ・セミナーを受講・修了していること。</p> <p>(2) 次のいずれも満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none">① VEスペシャリスト資格の登録者であること② バリューデザインスクールの対象講座若しくはバリューデザインアカデミーのVE講座を3日受講・修了していること	(同 左)

(2) VE実務経歴

① VE実践活動

現在	変更後
<p>(1) 6件以上のVEチーム活動（フォーカス・スタディ）に参加し、活動時間が合計で 24点（10時間につき1点） あること。1件につき2.4点以上必要で、5.6点まで申請できる。</p> <p>(2) <u>6件のうち3件をファシリテーション実践活動として申請すること。</u></p> <p>(3) なお、6件の活動で活動時間の合計が24点に満たない場合は、さらに4件まで（計10件まで）追加することができる。</p>	<p>(1) 6件以上のVEチーム活動に参加し、活動時間が合計で 160点（1時間につき1点） あること。1件につき24点必要で、56点まで申請できる。</p> <p>(2) なお、6件の活動で活動時間の合計が160点に満たない場合は、さらに4件まで（計10件まで）追加することができる。</p>

② V E 学習活動

現 在		変更後
次の(1)~(6)で、合計30点以上。		(不 要)
(1) V E に関する研究会又は勉強会等に参加した場合	1点 / 10時間	
(2) V E に関する大会・セミナーに参加した場合	1点 / 10時間	
(3) V E に関する講座、研修会を受講した場合	1点 / 10時間	
(4) 大学で V E に関する授業を受けた場合	1点 / 1単位	
(5) 次のいずれかに該当している場合 a. 4年制大学以上を卒業 b. 短期大学又は高等専門学校を卒業後、企業で V E 関連業務（原価管理を含む）に 2 年以上従事 c. 高校を卒業後、企業で V E 関連業務（原価管理を含む）に 4 年以上従事	20点	
(6) 次の国家資格又は博士号を取得し、登録している場合 ※ 技術士、公認会計士、1 級建築士、中小企業診断士、弁理士、税理士、弁護士	5点	

③ ファシリテーション学習活動

現 在	変更後
<p>米国 V E 協会認定の、又は下記の 1 つ以上を教育目的とするファシリテーション講座を 2.4 点（10 時間につき 1 点）以上受講・修了し、且つ 2.4 点のうち 1.6 点以上はファシリテーションの演習であること（受講だけでなく指導でも可）。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) チーム・ダイナミクス（集団力学）を管理する (2) チームを動機づける (3) コミュニケーション・スキルを表現する (4) タイム・マネジメント・スキルを表現する (5) 情報を導き出す (6) ファシリテーションのコア・プラクティスを思い出す (7) チームに目的達成への焦点を当て続けさせる (8) チームを合意形成に導く 	<p>ファシリテーション講座を 24 点（1 時間につき 1 点）以上受講・修了していること。24 点のうち 16 点以上は対面又はオンライン、ウェビナーでの受講が必要であり、8 点までオンデマンド、事前録画の視聴による受講が可（受講だけでなく指導でも可）</p>

④ V E 学習活動

現 在		変 更 後
次の(1)～(4)で合計10点以上。		(不 要)
(1) V E に関する論文、著書、学位論文等を執筆し、専門家の審査を経て発表又は発行した場合	6点 / 1 編	
(2) V E に関する新聞記事・社内報等を執筆し、専門家の審査を経ずに発行した場合	2点 / 1 編	
(3) V E に関する発表・講演等を公開の場で30分以上行った場合	1点 / 1 回	
(4)-a. 申請者本人又は申請者の所属組織（法人・団体又はその事業所・工場等）が会員として、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	1点 / 1 年	
(4)-b. V E に関する非営利法人の社会貢献活動にリーダー又はメンバーとして直接参画した場合	1点 / 5 時間	
(4)-c. 支部組織に参画し、V E に関する非営利法人の地域貢献活動を支援した場合	4点 / 1 年	
(4)-d. 支部長又は副支部長に就任し、V E に関する非営利法人の支部組織の地域貢献活動を支援した場合	8点 / 1 年	
(4)-e. 本部の委員会組織に参画し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	4点 / 1 年	
(4)-f. 委員長又は副委員長に就任し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	8点 / 1 年	
(4)-g. 役員（例：理事、監事）に就任し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	10点 / 1 年	

(3) VEコミュニケーション

現在	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>VE実践活動のところで申請したVEチーム活動の1つについて</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その活動のテーマ（プロジェクト、製品、プロセス、組織又はサービス）の範囲（600文字以内） (2) その活動のテーマが果たそうとしていた目的とニーズ、またこれらは機能としてどのように表現されたのか（600文字以内） (3) その活動が直面した重大なリスク、問題又は課題（600文字以内） (4) その活動の主催者のVEチーム活動の目標と目的（600文字以内） (5) リスク、問題又は課題に関連する情報を変換するために使用された分析手法（VMガイドのセクション5.1の例を参照、600文字以内） (6) 分析手法で明らかになった内容と、VEチーム活動をフォーカスするのにどう役立ったか（600文字以内） (7) 創造的なアイデアを生み出した機能を3つ挙げ、そのうちの1つについて機能、パフォーマンス、コスト、リスク、時間の観点から価値を向上させるためにブレインストーミングにおいて着目した理由（600文字以内） (8) 代替案作成時に最も価値向上につながったアイデア1つとそれはどの機能からブレインストーミングされたものか、また前述のリスク、問題又は課題をどのように軽減したかとパフォーマンスの向上、コストの削減、時間の最適化等どのような方法で実現したか（1,000文字以内） (9) その活動の主催者の目標をどう達成したか（600文字以内） <p>を説明し、受験申請後の書類審査で70点以上挙げることを</p>

(3) VEに関する論文の執筆・査読・公表

現在	変更後
<p>受験申請時に申請者が第一執筆者（単独でも可）として執筆し、学協会等の審査（査読）を経て公表した又は公表予定（掲載決定）のVEに関する論文（以下「査読論文」という）がある場合は、この<u>要件を満たし</u>、さらに筆記試験の際に論述問題を1問免除して30点を与える。</p>	<p>受験申請時に申請者が第一執筆者（単独でも可）として執筆し、学協会等の審査（査読）を経て公表した又は公表予定（掲載決定）のVEに関する論文（以下「査読論文」という）がある場合は、筆記試験の際に論述問題を1問免除して30点を与える（<u>要件でなくなるため、査読論文がなくても受験自体は可</u>）。</p>

2) 認定試験

(1) 筆記試験

現 在	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 問題は基本と論述の2部構成とする ➢ 前記のVEに関する査読論文がある場合は、論述問題を1問免除して30点を与える ➢ 直近の試験において、基本問題で70%以上得点したものの、論述問題が70%未満の得点で不合格となった受験者には論述問題のみの50点満点で試験を行い、この場合も要件を満たしている受験者には前記の1問免除と加点を適用する ➢ 直近の試験において、論述問題で70%以上得点したものの、基本問題が70%未満の得点で不合格となった受験者には、基本問題のみの<u>50点</u>満点で試験を行う ➢ <u>3時間</u>で実施する（基本問題のみの場合は1時間、論述問題のみの場合は2時間） ➢ 東京等に会場を設置して実施 ➢ <u>100点満点中70点以上</u>を合格とし、<u>米国VE協会においてその受験者のCVS認定・登録を行う</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 問題は基本と論述の2部構成とする ➢ 前記のVEに関する査読論文がある場合は、論述問題を1問免除して30点を与える ➢ 直近の試験において、基本問題で70%以上得点したものの、論述問題が70%未満の得点で不合格となった受験者には論述問題のみの50点満点で試験を行い、この場合も要件を満たしている受験者には前記の1問免除と加点を適用する ➢ 直近の試験において、論述問題で70%以上得点したものの、基本問題が70%未満の得点で不合格となった受験者には、基本問題のみの<u>30点</u>満点で試験を行う ➢ <u>2.5時間</u>で実施する（基本問題のみの場合は<u>30分</u>、論述問題のみで<u>1問免除なし</u>の場合は2時間、<u>論述問題のみで1問免除有りの場合は1時間</u>） ➢ 東京等に会場を設置して実施（<u>システムの確立後、オンライン実施に移行</u>） ➢ <u>80点満点中56点以上</u>を合格とし、<u>次の“機能分析に関するライブ・ファシリテーション試験”へと進む</u>

(2) 機能分析に関するライブ・ファシリテーション試験

現 在	変更後
—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 筆記試験の合格者に対してのみ実施する ➢ 直近の試験において、筆記試験で合格したものの、この試験で不合格となった受験者には、この試験のみを行う（この制度の適用期間は、筆記試験を最初に受けた年度以降5年間〔2026年度に筆記試験を初めて受けた場合は、2026年度から2030年度まで〕） ➢ プレゼンテーションとオーラル面接の2部構成とし、前者は英語、後者はやり取りを原則英語で行う ➢ 30分で実施する ➢ プレゼンテーションは15～20分で、事前に示したテーマについて行っていただき、オーラル面接は10分で、3～4つの質問（内容は事前に明示しない）に答えていただくものとする ➢ 東京等に会場を設置して、対面で実施する ➢ 20点満点中14点以上を合格とし、米国VE協会においてその受験者のCVS認定・登録を行う

2. 再認定（更新）

1) 期 間

現 在	変更後
2 年間	4 年間

2) 要 件

(1) V E 活動

現 在	変更後				
—	<p>次の①～③で、合計160点（経過措置として2026年度・2027年度は“80点”）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <p>① V E チーム活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ V E チーム活動のファシリテーターかメンバーとしての役割を果たすこと ➢ V E チーム活動には、プレV E ・ポストV E での活動を含む </td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1点 / 1時間</td> </tr> <tr> <td> <p>② V E 管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ V E 方針・ガイダンスの作成・管理、V E 契約・タスク順序の管理等といったV E チーム活動の管理と調整が含まれる ➢ 民間のコンサルティング会社や、組織外のクライアントにV E のコンサルティングを提供する会社で雇用されている個人は、対象外とする </td> </tr> <tr> <td> <p>③ V E の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対面、オンライン、ウェビナーで開催したV E 講座での指導（高等教育機関を含む）、V E 講座の開発、V E 研修教材の開発を対象とする ➢ オンデマンド等の事前録画形式で講座・研修が開発された場合は、その開発に要した時間のみを対象とする </td> </tr> </tbody> </table>	<p>① V E チーム活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ V E チーム活動のファシリテーターかメンバーとしての役割を果たすこと ➢ V E チーム活動には、プレV E ・ポストV E での活動を含む 	1点 / 1時間	<p>② V E 管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ V E 方針・ガイダンスの作成・管理、V E 契約・タスク順序の管理等といったV E チーム活動の管理と調整が含まれる ➢ 民間のコンサルティング会社や、組織外のクライアントにV E のコンサルティングを提供する会社で雇用されている個人は、対象外とする 	<p>③ V E の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対面、オンライン、ウェビナーで開催したV E 講座での指導（高等教育機関を含む）、V E 講座の開発、V E 研修教材の開発を対象とする ➢ オンデマンド等の事前録画形式で講座・研修が開発された場合は、その開発に要した時間のみを対象とする
<p>① V E チーム活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ V E チーム活動のファシリテーターかメンバーとしての役割を果たすこと ➢ V E チーム活動には、プレV E ・ポストV E での活動を含む 	1点 / 1時間				
<p>② V E 管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ V E 方針・ガイダンスの作成・管理、V E 契約・タスク順序の管理等といったV E チーム活動の管理と調整が含まれる ➢ 民間のコンサルティング会社や、組織外のクライアントにV E のコンサルティングを提供する会社で雇用されている個人は、対象外とする 					
<p>③ V E の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対面、オンライン、ウェビナーで開催したV E 講座での指導（高等教育機関を含む）、V E 講座の開発、V E 研修教材の開発を対象とする ➢ オンデマンド等の事前録画形式で講座・研修が開発された場合は、その開発に要した時間のみを対象とする 					

(2) V E 学習

現 在		変更後	
次の①～⑤で、 <u>合計28点以上</u>		次の①～⑥で、 <u>合計56点</u> （経過措置として2026年度・2027年度は28点）	
<p>① V Eに関する研究会又は勉強会等に参加した場合 ※ 主査又は副主査として参加した研究会等がある場合は、その研究会1つにつき(4)で“ファシリテーション講座を1回受講”とすることも可</p>	1点 / 1回	<p>① V Eに関する研究会又は勉強会等に参加した場合 ※ 主査又は副主査として参加した研究会等については、1つにつき(4)で“ファシリテーション講座を1回受講”とすることも可</p>	1点 / 1回
<p>② V Eに関する大会・セミナーに参加した場合</p>	1点 / 1コマ	<p>② V Eに関する国内での大会・セミナーに参加した場合</p>	1点 / 1コマ
<p>③ V Eに関する講座、研修会を受講した場合（指導でも可） 若しくはV Eに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可（レポート1つにつき1点） ※ 機能分析に関する講座の受講又はレポートの提出による <u>1点</u>は必須</p>	1点 / 1回	<p>③ V Eに関する国外での大会・セミナーに参加した場合</p>	3点 / 1コマ
<p>④ ファシリテーション講座を受講した場合（指導でも可） 若しくはファシリテーションに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可（レポート1つにつき1点） ※ 上記の講座受講、レポート提出又は研究会等参加による <u>1点</u>は必須</p>	1点 / 1回	<p>④ V Eに関する講座、研修会を受講した場合（指導でも可） 若しくはV Eに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可（レポート1つにつき1点） ※ 機能分析に関する講座の受講又はレポートの提出による <u>2点</u>は必須 <u>◎ レポート提出の場合は、1つにつき審査料として3,300円の支払いが必要</u></p>	1点 / 1回
<p>⑤ 共著者として第一執筆者に執筆指導を行ったV Eに関する論文が学協会等の審査（査読）を経て公表された場合</p>	2点 / 1編	<p>⑤ ファシリテーション講座を受講した場合（指導でも可） 若しくはファシリテーションに関する資料・図書や論文を読み、又は動画を視聴し、その概要や感想等をA4版1/2ページ程度に纏めたレポートの提出でも可（レポート1つにつき1点） ※ 上記の講座受講、レポート提出又は研究会等参加による <u>2点</u>は必須 <u>◎ レポート提出の場合は、1つにつき審査料として3,300円の支払いが必要</u></p>	1点 / 1回
		<p>⑥ 共著者として第一執筆者に学協会等の審査（査読）を経て公表されたV Eに関する論文の執筆指導を行った場合</p>	2点 / 1編

(3) V E 貢献・推進

現 在		変更後	
次の①～⑪で、 <u>合計12点以下</u>		次の①～⑫で、 <u>合計16点</u> （経過措置として2026年度・2027年度は8点）	
① 申請者本人又は申請者の所属組織（法人・団体又はその事業所・工場等）が、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を会員として支援した場合	1点 / 1年	① 申請者本人又は申請者の所属組織（法人・団体又はその事業所・工場等）が、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を会員として支援した場合	1点 / 1年
② V E に関する非営利法人の社会貢献活動に、リーダー又はメンバーとして直接参画した場合	1点 / 1時間	② V E に関する非営利法人の社会貢献活動に、リーダー又はメンバーとして直接参画した場合	1点 / 1時間
③ 支部組織に参画し、V E に関する非営利法人の地域貢献活動を支援した場合	4点 / 1年	③ 支部組織に参画し、V E に関する非営利法人の地域貢献活動を支援した場合	4点 / 1年
④ 支部長又は副支部長に就任し、V E に関する非営利法人支部組織の地域貢献活動を支援した場合	8点 / 1年	④ 支部長又は副支部長に就任し、V E に関する非営利法人支部組織の地域貢献活動を支援した場合	8点 / 1年
⑤ 本部の委員会組織に参画し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	4点 / 1年	⑤ 本部の委員会組織に参画し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	4点 / 1年
⑥ 委員長又は副委員長に就任し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	8点 / 1年	⑥ 委員長又は副委員長に就任し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	8点 / 1年
⑦ 役員に就任し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	10点 / 1年	⑦ 役員に就任し、V E に関する非営利法人の社会貢献活動を支援した場合	10点 / 1年
⑧ V E に関する 30 分以上の発表・講演等を社内外で行った場合	1点 / 1回	⑧ V E に関する 30 分以上の発表・講演等を社内外で行った場合	1点 / 1回
⑨ 米国V E 協会が認定しているバリュー・メソドロジー・ファンダメンタルズ 1 及び 2 や V E ワークショップ・セミナー等、V E に関する教育を社内外で行った場合	2点 / 1講座	⑨ V E に関する大会・セミナーのセッションで司会やパネリストを務めた場合	1点 / 1回
⑩ V E に関する大会・セミナーのセッションで司会やパネリストを務めた場合	1点 / 1回	⑩ <u>V E に関する論文、著書、学位論文等を執筆し、専門家の審査を経て発表又は発行した場合</u>	6点 / 1編
⑪ <u>社内外で V E 指導を行った場合</u>	1点 / 1件	⑪ <u>V E に関する新聞記事・社内報等を執筆し、専門家の審査を経ずに発行した場合</u>	2点 / 1編
		⑫ 米国 V E 協会が認定している V M F 1 及び 2 や V E ワークショップ・セミナー等、V E に関する教育を社内外で行った場合	2点 / 1講座

以上